

特定事業所集中減算 正当な理由の考え方(示し方)

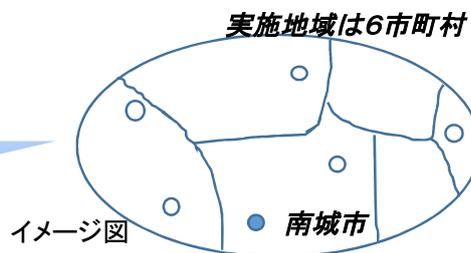
例：居宅介護支援事業所における訪問看護への紹介率が高いケース

1 今回の例示における設定条件

- (1) 訪問看護サービスにおいて、期間内における特定事業所への集中率が80%を超えた。
 全体の計画数 78、特定事業所への計画数 73
 $73 \div 78 = 93.5\% \Rightarrow \mathbf{94\%}$
- (2) 当居宅介護支援事業所の通常の実施地域(運営規程に基づく)は、南城市を含む6市町村。
- (3) 実施地域内には6つの訪問看護事業所が所在。
- (4) 特段の事情を、①主治医との関係上、②かかりつけ病院、③希望する資格者の存在、④地域ケア会議での助言を得た、と設定。

※当条件は全て仮定です。

利用者の状況をリスト化し、各項目から正当な理由に合致するか検討した場合・・・



2 訪問看護利用者リスト(H27.9月～H28.2月)

	利用者氏名	住所	事業所名	主治医、かかりつけ病院、等	計画数	
1	...	南城市	A 訪問看護ステーション	② @@ 病院	1	55 (C)
2	...	南城市	A 訪問看護ステーション	② @@ 病院	4	
3	...	南城市	A 訪問看護ステーション	② @@ 病院	5	
4	...	南城市	A 訪問看護ステーション	② @@ 病院	6	
5	...	南城市	A 訪問看護ステーション	② @@ 病院	2	
6	...	南城市	A 訪問看護ステーション	② @@ 病院	5	
7	...	南城市	A 訪問看護ステーション	② @@ 病院	1	
8	...	南城市	A 訪問看護ステーション	①主治医が△△医師であり、A訪問看護ステーションも兼務しているため	6	
9	...	南城市	A 訪問看護ステーション		3	
10	...	南城市	A 訪問看護ステーション		5	
11	...	南城市	A 訪問看護ステーション	④地域ケア会議で意見・助言を得たプラン	4	
12	...	八重瀬町	A 訪問看護ステーション	② @@ 病院	3	
13	...	糸満市	A 訪問看護ステーション	③STを希望しており、近隣ではA訪問看護ステーションにしかSTが居ないため	3	
14	...	与那原町	A 訪問看護ステーション		1	
15	...	与那原町	A 訪問看護ステーション		6	
16	...	南城市	A 訪問看護ステーション	・・・内科	2	73 (B)
17	...	南城市	A 訪問看護ステーション	+++外科	6	
18	...	南城市	A 訪問看護ステーション	***クリニック	2	
19	...	南城市	A 訪問看護ステーション	***病院	1	
20	...	南城市	A 訪問看護ステーション	□□病院	2	
21	...	南城市	A 訪問看護ステーション	□□病院	2	
22	...	八重瀬町	A 訪問看護ステーション	***病院	3	
23	...	南城市	訪問看護 ◆◆	***病院	2	
24	...	南城市	訪問看護 ◆◆	△△病院	3	
合計					78	(A)

<リスト表を整理すると下記のとおり>

A 全体の計画数	78
B 最高紹介率法人「A訪問介護ステーション」への紹介数	73
C Bのうち、特段の事情による計画数	55

※特段の事情とは、かかりつけ病院や主治医との関係上、介護サービス事業所を特定せざるをえない状況を指す。

3 各項目から検討

その1、特段の事情を考慮した場合（正当な理由6の(1)）

分母、分子より<C>を除外し、再計算する。

$$(73-55) \div (78-55) = 78.2\% \Rightarrow 79\% \text{ 減算なし}$$

※仮に、上記が80%を超えていても、再計算時の分母が10件以下であれば、正当な理由(改正案)の4に該当し減算なし

その2、実施地域内における事業所数に着目した場合（正当な理由6の(2)）

通常の実施地域内には6事業所所在しているが、特殊な事情があり、利用できる事業所が限定される場合等は、事業所リストを整理する。

事業所名	理 由	時 期
A訪問看護ステーション	特になし	—
B訪問看護事業所	特になし	—
Cクリニック	特になし	—
D訪問看護ステーション	定員に達しており、新規利用者の受入を制限している。	H27.4～現在
訪問看護ステーションE	スタッフの人員不足により、ほとんど稼働していない。もしくは休止中である。など	H26.8～現在
F訪問看護事業所	実施地域を〇〇町のみ限定しており、△△市からの受入は行っていない。	H25.4～現在

通常の実施地域内には5事業所存在するが、上記のため、実質的に利用できる事業所は3事業所に限定される。
⇒ 正当な理由の6の(2)に係る、正当な理由の1に該当し、減算なし。

※事業所毎に特段の事情を示す場合は、客観的な判断によるものではなく、当該事業所へ現状を確認しておくこと。

【注意】

- 1 上記その1またはその2に係る、利用者毎の特段の事情や利用していない事業所の特殊な事情については、事後確認する場合がある。
- 2 利用者毎の特段の事情については、当該事由が発生した時点からの計画を対象とする。
- 3 事業所の特殊な事情に係る、通常の実施地域内の事業所数カウントについては、原則、判定期間の全期間中を対象とする。